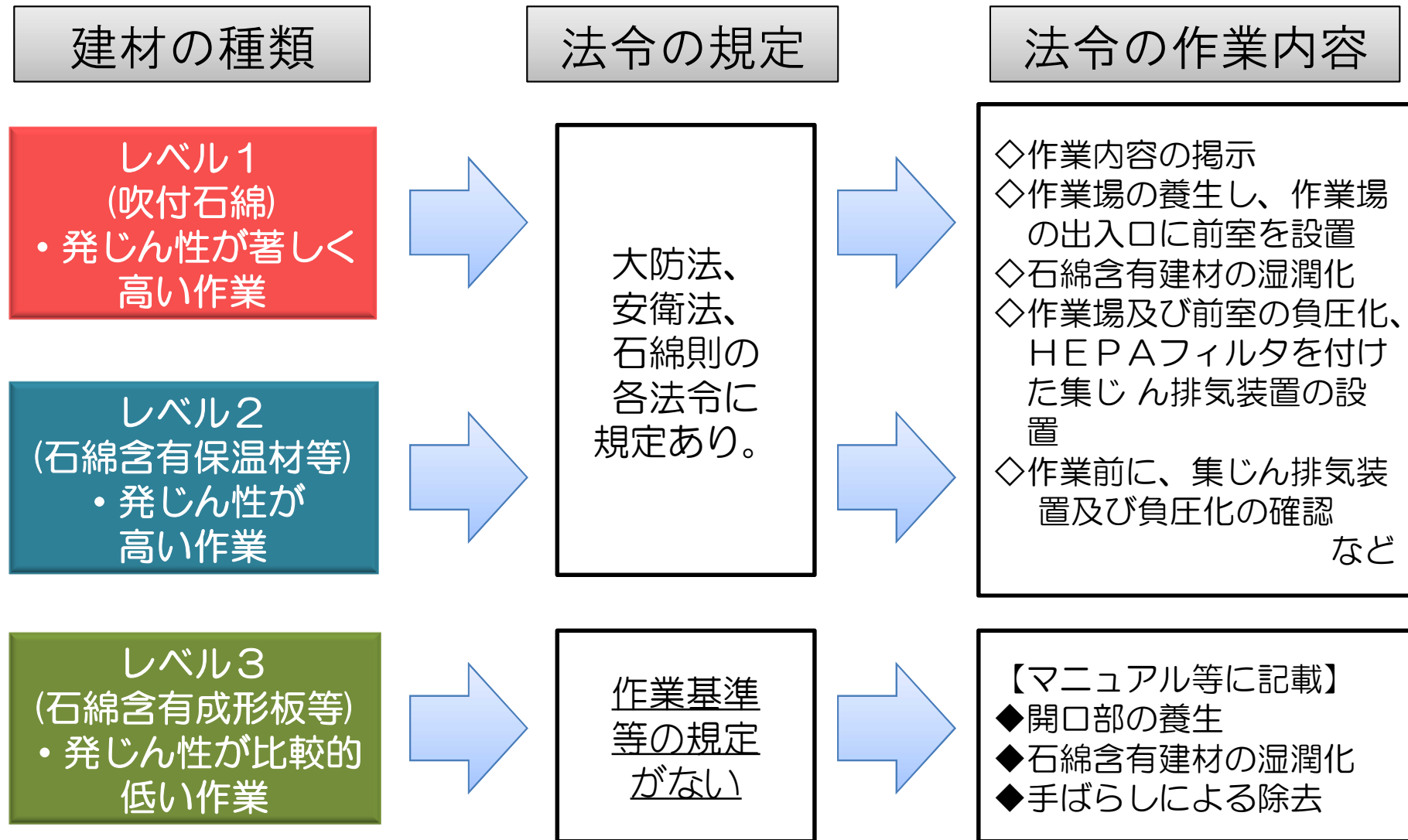


# 沖縄県生活環境保全条例の 改正の概要について

# 除去時の発じんの度合いによる作業レベル



大防法：大気汚染防止法, 安衛法：労働安全衛生法, 石綿則：石綿予防規則のこと。

# アスベスト含有建材の使用部位の例

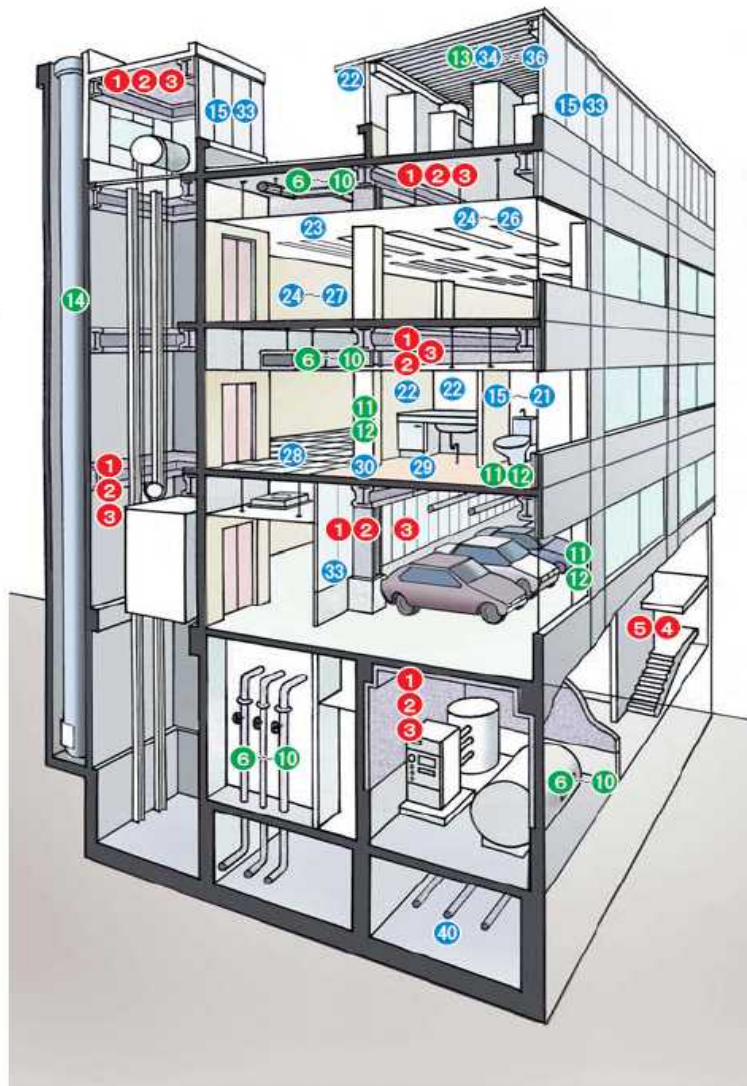
<RC・S造>

1階

2階

3階

- 1 吹付け石綿
- 2 石綿含有吹付けロックウール
- 3 湿式石綿含有吹付け材
- 4 石綿含有吹付けパーミキュライト
- 5 石綿含有吹付けパーライト
- 6 石綿含有けいそう土保温材
- 7 石綿含有けい酸カルシウム保温材
- 8 石綿含有パーミキュライト保温材
- 9 石綿含有パーライト保温材
- 10 石綿保温材
- 11 石綿含有けい酸カルシウム板第2種
- 12 石綿含有耐火被覆板
- 13 屋根用折板石綿断熱材
- 14 煙突用石綿断熱材
- 15 石綿含有スレートボードフレキシブル板
- 16 石綿含有スレートボード平板
- 17 石綿含有スレートボード軟質板
- 18 石綿含有スレートボード軟質フレキシブル板
- 19 石綿含有スレートボードその他
- 20 石綿含有スラグせっこう板
- 21 石綿含有パルプセメント板



- 22 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 23 石綿含有ロックウール吸音天井板
- 24 石綿含有せっこうボード
- 25 石綿含有パーライト板
- 26 石綿含有その他パネル・ボード
- 27 石綿含有壁紙
- 28 石綿含有ビニル床タイル
- 29 石綿含有ビニル床シート
- 30 石綿含有ソフト巾木
- 31 石綿含有窯業系サイディング
- 32 石綿含有建材複合金属系サイディング
- 33 石綿含有押出成形セメント板
- 34 石綿含有スレート波板・大波
- 35 石綿含有スレート波板・小波
- 36 石綿含有スレート波板・その他
- 37 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- 38 石綿含有ルーフィング
- 39 石綿セメント円筒
- 40 石綿セメント管

3階

「目で見えるアスベスト建材  
第2版」より

# 非飛散性石綿の使用例

石綿含有成形板(天井材)



石綿含有成形板(屋根材)



石綿含有成形板(床材 Pタイル)



石綿含有成形板(壁材)



出典: 目で見るアスベスト建材<第2版>より(国土交通省)

# 石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について

	レベル1	レベル2	レベル3
	石綿吹付け材	石綿含有 保温材、 断熱材、 耐火被覆材	その他石綿含有 建材 (成形版等)
「特定粉じん排出等作業届出」 (14日前までに知事あて) 大気汚染防止法	○	○	<div style="border: 2px dashed red; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     届出対象外 各法令の                 </div> </div>
「工事計画届出」 (作業前までに労基署長あて) 労働安全衛生法	○	—	
「建築物解体等作業届出」 (14日前までに労基署長あて) 石綿障害予防規則	○	○	



# 石綿に係る問題点について

## ・問題点

### ①石綿が使用された建築物の解体工事の増加

石綿が使用されている建築物の解体等工事は、今後、平成40年をピークに増加すると推計されている。

民間建築物の年度別解体棟数（推計）



## 石綿含有建材解体時特定粉じん等環境濃度測定結果(散水なし)

	一般名	製品名	部位	内外区分	平均石綿濃度 (本/L)	作業方法
レベル2	石綿含有断熱材	屋根用折板裏石綿断熱材	屋根	内	1.8	手ばらし 前日に薬剤により固定
	石綿含有断熱材	屋根用折板裏石綿断熱材	屋根	内	15.0	手ばらし 前日に薬剤により固定
	石綿含有断熱材	屋根用折板裏石綿断熱材	屋根	内	10.2	手ばらし
	石綿含有断熱材	屋根用折板裏石綿断熱材	屋根	内	29.9	手ばらし
レベル3	石綿含有成形板	石綿含有スレート波板	屋根	外	2.7	手ばらし
	石綿含有成形板	石綿含有スレート波板	外壁	外	2.2	手ばらし
	石綿含有成形板	石綿含有スレートボード	天井	内	78.0	ケレン棒破碎
	石綿含有成形板	石綿含有フロア材	床	内	22.3	ケレン(電動)

出典:環境省 建築物の解体等における石綿飛散防止検討会報告書

参考:特定粉じん発生施設の敷地境界基準: 10本/L(大気汚染防止法18条の5)

## 石綿に係る問題点について

### ・問題点

#### ②非飛散性石綿が使用されている建築物の解体等工事における対応

非飛散性石綿は、法令での規制がないが、工事方法によっては飛散することから、非飛散性石綿の処理方法について、対応する必要がある。



**生活環境保全条例を改正し、非飛散性石綿に係る規制を追加**

今後の解体工事等からの石綿の飛散防止対策が重要であり、県民の健康を保持する観点から一層の対策強化が求められている。



## ◇アスベストの飛散防止対策

### 飛散性石綿

- 大気汚染防止法で規制強化されている。
- 解体等工事における飛散性石綿の飛散防止対策を実施。

### 非飛散性石綿

- 条例で規制強化を図る。
- 解体等工事における非飛散性石綿の飛散防止対策を実施。



## ◇目指すべき効果

解体等工事における周辺環境への石綿の飛散を防止し、作業を行う労働者はもちろんのこと、周辺住民の石綿の暴露を防止し、県民の生活環境を保全する。

# 沖縄県生活環境保全条例(現行)について

- 1章 総則
- 2章 生活環境の保全等に関する規制
  - ・1節 大気の保全に関する規制
    - 1款 ばい煙に関する規制
    - 2款 粉じんに関する規制
  - ・2節 水質の保全に関する規制
    - 1款 排出水に関する規制
    - 2款 赤土等の流出による水質汚濁の防止
  - ・3節 土壌の汚染防止に関する措置
- 3章 環境への負荷の低減
- 4章 補足
- 5章 罰則

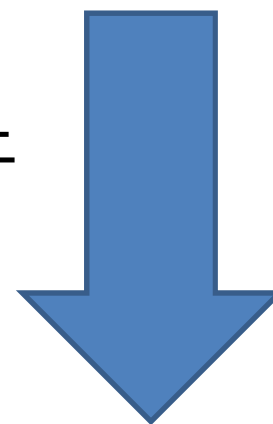
○粉じんに関する規制内容  
粉じん発生施設の設置届出  
等について規制している。

※現行条例では石綿に関する規制はない。

# 沖縄県生活環境保全条例(改正案)について

- 1章 総則 \* 定義(2条)を追加
- 2章 生活環境の保全等に関する規制
  - ・1節 大気の保全に関する規制
    - 1款 ばい煙に関する規制
    - 2款 粉じんに関する規制
  - ・2節 水質の保全に関する規制
    - 1款 排出水に関する規制
    - 2款 赤土等の流出による水質汚濁の防止
  - ・3節 土壌の汚染防止に関する措置
- 3章 環境への負荷の低減
- 4章 補足 \* 報告及び調査(53条)を追加
- 5章 罰則
  - \* 罰則(58条、59条)を追加

\* 石綿に関する規制を追加



本県における石綿の  
飛散防止対策の強化を図る。

## 改正条例の規制内容について

### ○非飛散性石綿の排出等作業に関する規制

- ① 作業基準を追加。
- ② 特定粉じん排出等作業の実施の届出を追加。  
※規則で届出の規模要件を規定する予定。
- ③ 解体等工事における石綿の事前調査の実施及び調査結果の掲示を追加。
- ④ 作業基準の遵守義務を追加。
- ④ 計画変更命令、作業基準適合命令を追加。
- ⑤ 発注者の配慮に関する規定を追加。

### ○飛散性石綿及び非飛散性石綿の排出等作業に関する規制

- ① 作業の完了届出を追加。

### ○立入調査及び罰則

立入調査の権限及び罰則規定を追加。

**※規制内容は大気汚染防止法を参考にしている。**

## 作業基準について

### ○規定の趣旨

非飛散性石綿の除去工事における作業基準を規定し、特定粉じん排出等作業※に伴う石綿の大気中への飛散を防止する。

- ・解体する作業（改造し、改修する作業も同様） 規則で制定予定

周辺を事前に養生

周辺を養生することにより、周辺環境への飛散を防止するとともに、他の建材への石綿の付着を防止する。

薬液等による湿潤化

建材を湿潤化することにより、作業中に発生する粉じん量を抑制する。

作業場内の清掃・処理

隔離シートの撤去の際、除去した石綿が飛散しないように作業場内を清掃する。

- ・災害時等で事前に除去することが困難な場合

○建築物に散水するか、これと同等以上の作業

※ここでいう特定粉じん排出等作業とは、非飛散性石綿の除去工事のことをいう。

## 特定粉じん排出等作業の実施の届出について

### ○規定の趣旨

特定粉じん排出等作業を行う際、届出義務を課すことで、県が非飛散性石綿の除去工事内容を審査し、作業基準に適合しているか確認を行う。

※届出がない場合、発注者に対する罰則規定がある。



不適正な解体工事の防止

### 目的

・非飛散性石綿の除去工事も飛散性石綿の除去工事と同様に、周辺環境への飛散を防止するため、解体等工事の前に、適正に石綿を除去するよう監視・指導する。



# 事前調査及び調査結果の掲示について

## ○規定の趣旨

非飛散性石綿の調査を行い、除去工事の必要性の有無を把握するとともに、調査内容を周辺住民へ周知する。

## 近隣向けの掲示(事前調査結果・作業内容)

		レベル 1	レベル 2	レベル 3	石綿なし
大 防 法	事前調査 結果	特定工事該当の掲示 (法第18条の17)		条例で掲示 するよう義務 付ける	工事該当なし の掲示
	作業 方法等	作業基準の掲示 (法規則第16条の4)			
石 綿 則	事前調 査結果	石綿ありの掲示 (石綿則)			石綿無掲示 (石綿則)

\* **非飛散性石綿**の事前調査は、既に石綿障害予防規則で義務とされていることから、受注者に対する過度な負担となることはないと考えている。

## 作業基準の遵守義務について

### ○規定の趣旨

特定粉じん排出等作業の施工者に対して作業基準を遵守するよう義務付けることにより、当該作業に伴う非飛散性石綿の大気中への飛散を防止する。



養生及び手ばらしの状況



湿潤化用噴霧器

出典:「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」より

# 計画変更命令及び作業基準適合命令について

## ○規定の趣旨

不適正な除去工事等があった場合、県が命令を発し、不適正な特定粉じん排出等作業を是正することを目的とする。

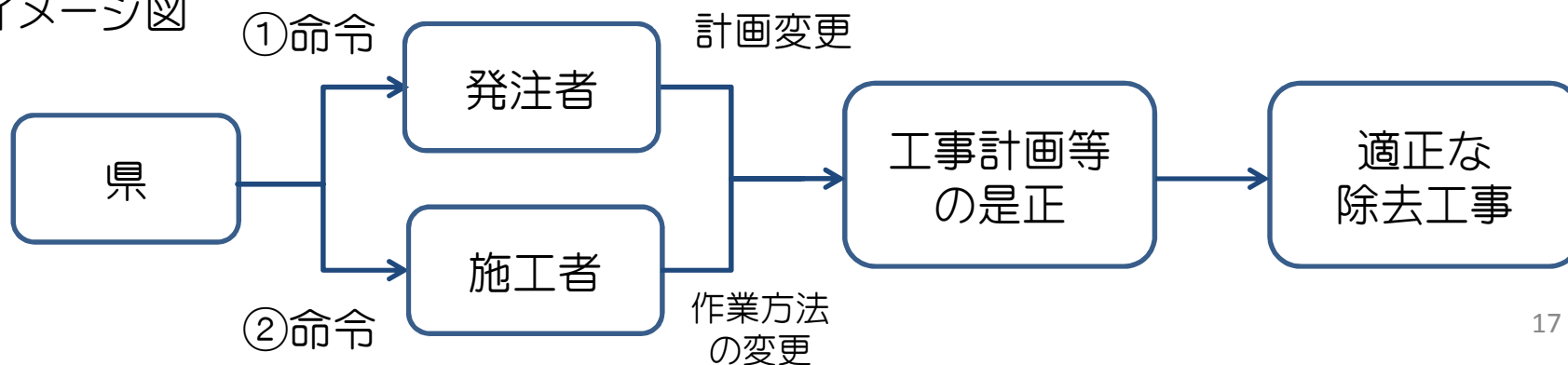
### ①計画変更命令

**発注者に対して**、届出内容が作業基準を遵守していないと認められる場合、作業基準に遵守するよう作業計画の変更を命じる。

### ②作業基準適合命令

**施工者に対して**、作業基準を遵守していないと認められる場合に、期限を定めて作業基準に従うよう命じ、又は、作業の停止を命ずることにより、不適正な特定粉じん排出等作業を是正することを目的としている。

## ○イメージ図



# 発注者の配慮義務について

## ○規定の趣旨

非飛散性石綿の除去工事を施工する者が改正条例の規定を遵守するためには、工事の発注者が条例の規定を理解し、施工契約が条例の規定の遵守が可能な内容(施工方法、工期、施工に要する費用等)で結ばれる必要があることから、配慮義務を規定する。

### ・条文案

特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。



# 特定粉じん排出等作業等の完了届出について

## ○規定の趣旨

提出された特定粉じん排出等作業等※の届出において、届出に記載した作業を実施したか確認する目的がある。また、間接的には、完了の届出を課すことで、事業者に対し、心理的圧迫を加え、当該作業における石綿の適切な処理を促すことを目的としている。

※特定粉じん等排出等作業届出

- ①大気汚染防止法第18条の15による「特定粉じん排出等作業届出」又は
- ②改正条例(案)第23条の3による「特定粉じん排出等作業届出」 のことを言う。

